

杉並区景観計画(案)の概要

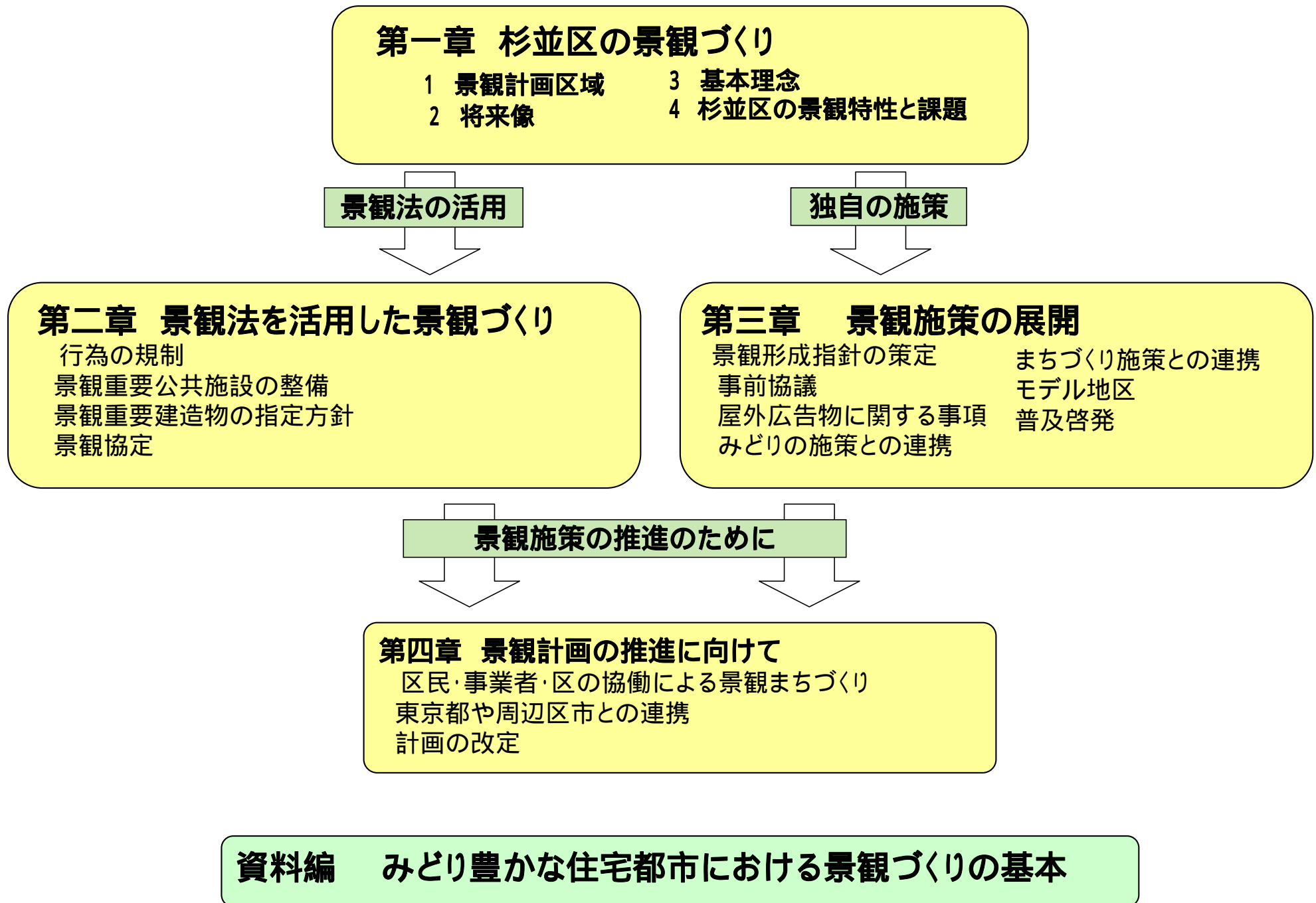


みどり豊かな美しい住宅都市
杉並の継承と創出

平成21年9月

杉並区都市整備部まちづくり推進課

杉並区景観計画(案)の構成図



杉並区景観計画(案)第一章 杉並区の景観づくりの概要

第1 景観計画区域 杉並区内全域 重点的に景観形成を進める地域を「景観形成重点地区」として位置づけます。

第2 将来像 みどり豊かな美しい住宅都市、「杉並百年の景」

第3 基本理念

- 1 ゆとりと一体感のあるみどり豊かなまちなみを継承します
- 2 鉄道沿線・駅周辺に広がる個性豊かな街なみづくりを進めます
- 3 潤いと憩いの場を提供する水辺空間を創出します
- 4 人々が織りなす賑わいや文化のかおりを伝えます

第4 杉並区の景観特性と課題

1 杉並区の景観特性

- (1) 生活的要素
住宅都市としてのまちなみ、楽しい文化
- (2) 自然・歴史的要素
豊富なみどり、遺跡や寺社・文化財、歴史的建築物
- (3) 公共的要素
地形、河川、鉄道、道路、土地区画整理事業等、大規模な公園・緑地

2 地域別の景観特性

14ゾーンごとの景観特性

3 景観づくりの課題

- (1) 市街地景観の誘導
みどり豊かな住宅都市の景観形成
市街地特性に応じた建築等の誘導
地域における景観づくり
大規模建築物の景観誘導、普及啓発
- (2) 自然的・歴史的景観の保全・活用
豊かなみどり、遺跡、寺社、文化財の保全
歴史的建築物の保全活用
- (3) 公的空間における魅力づくり
河川環境、駅周辺、道路・交通施設、
公共施設、散策道

杉並区景観計画(案)第二章 景観法を活用した景観づくりの概要

第1 行為の規制に係る届出制度による景観づくり

1 景観形成重点地区

(1) 水とみどりの景観形成重点地区

区域

- ・善福寺川、神田川、妙正寺川は各河川沿い区域
- ・玉川上水沿い区域

景観づくりの方針

水とみどりを活かした景観づくりの方針を定めます

届出対象

建築物 工作物 開発行為

景観形成基準（建築物の場合）

配置、規模、形態意匠、色彩(マンセル表示)、外構、緑化などについて基準を定めます

2 一般地域

区域

景観形成重点地区を除いた区域

景観づくりの方針

市街地特性別に景観づくりの方針を定めます

- ・住宅系(低密度住宅地、中低密度住宅地)
- ・商業系(駅周辺等の商業地、幹線道路沿道)

届出対象

建築物 工作物 開発行為

景観形成基準（建築物の場合）

延べ面積3000㎡未満については、色彩のみ。
それ以上は、配置、規模、形態意匠、色彩、外構、
緑化などについて基準を定めます

第2 景観重要公共施設に関する事項

(1) 河川

神田川、善福寺川、妙正寺川

(2) 道路

区道2101-1号(永福町駅北口商店街)

(3) 公園

善福寺公園、大田黒公園

第3 景観重要建造物の指定方針

第4 景観協定

杉並区景観計画(案)第三章 景観施策の展開(区独自の取組み)

第1 景観形成指針の策定

大規模建築景観形成指針、公共施設景観形成指針、地区の景観形成指針

第2 大規模建築物の建築及び区の公共施設整備に係る事前協議

延べ面積3000㎡以上の建築物を建設する場合及び区の公共施設を整備する時は、計画を容易に変更することができる時期に事前協議を行い、地域のまちなみに配慮した建築物等へと誘導していきます

第3 屋外広告物の表示・掲出に関する事項

1 景観計画区域内での屋外広告物の表示に関する共通事項

景観計画区域内において、屋外広告物を表示・掲出する場合に配慮すべき事項を示し、誘導していきます

2 住宅地及び景観形成重点地区における屋外広告物の取組み

住宅都市にふさわしい良好な景観を形成するため、住宅系の用途地域及び景観形成重点地区において事前相談のしくみを導入し、屋外広告物担当と景観担当が連携することにより、景観に配慮した屋外広告物の適正な表示・掲出に取り組みます

第4 みどりの施策との連携

第5 まちづくり施策等との連携 まちづくり条例 住環境への配慮に関する指導要綱

第6 モデル地区における景観づくりの推進

これまで地域住民と協働で景観づくりに取り組んできた地区、みどり豊かな住宅地として良好なまちなみを残す地区などを対象に、景観形成の様々な仕組みを活用しながらモデル的に景観づくりを進めます
また、このモデル地区については、景観形成重点地区の指定を目指します。
(中杉通り沿道地区、大田黒公園周辺地区、善福寺公園周辺地区)

第7 普及啓発 表彰制度、景観新聞の発行、景観週間の開催

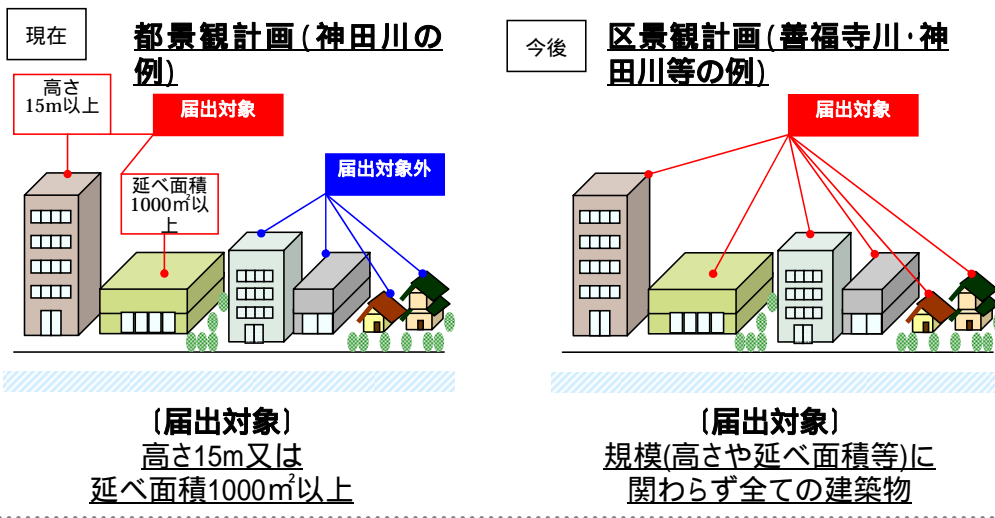
杉並区景観計画(案)による景観づくりのポイント

= 景観形成重点地区の指定やきめ細かな色彩基準により、杉並の魅力をも高める =

1 第2章の行為の規制による届出

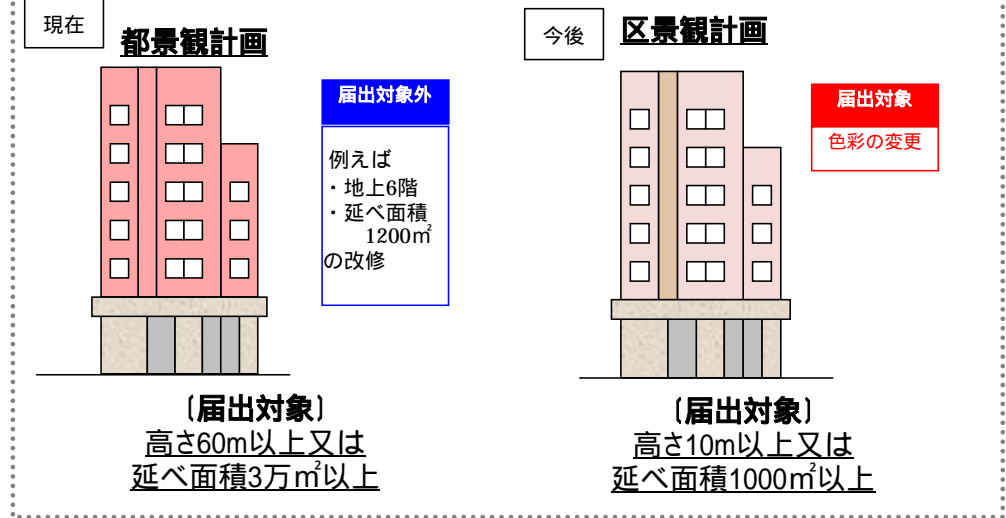
善福寺川等での重点的な景観づくり

善福寺川、神田川や妙正寺川と玉川上水沿い周辺を景観形成重点地区とし、全ての建築物が届出対象となります。



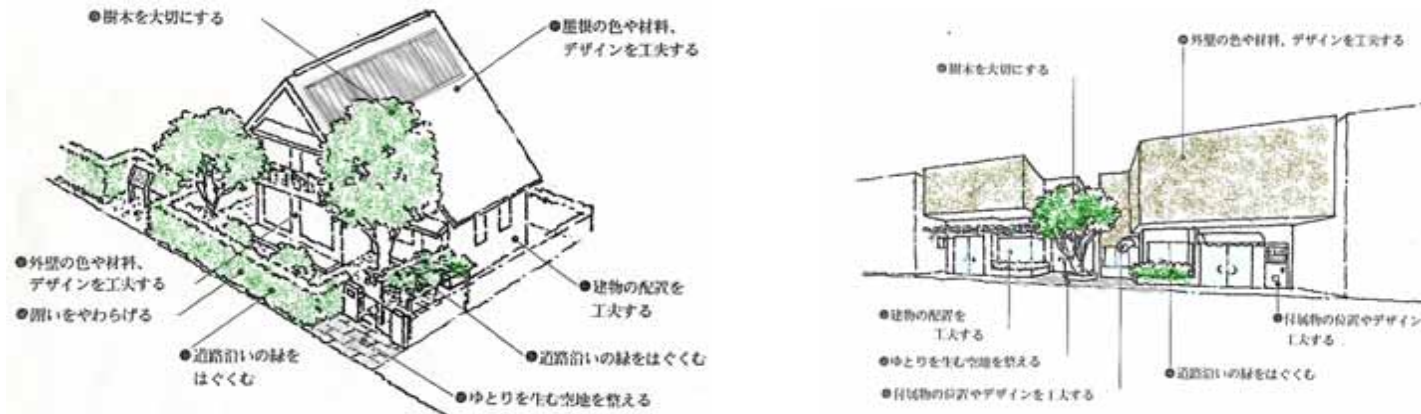
一般地域(景観形成重点地区以外の地域)での景観づくり

都景観計画の届出対象外である建築物であっても、区景観計画では、事前協議や届出対象となります。



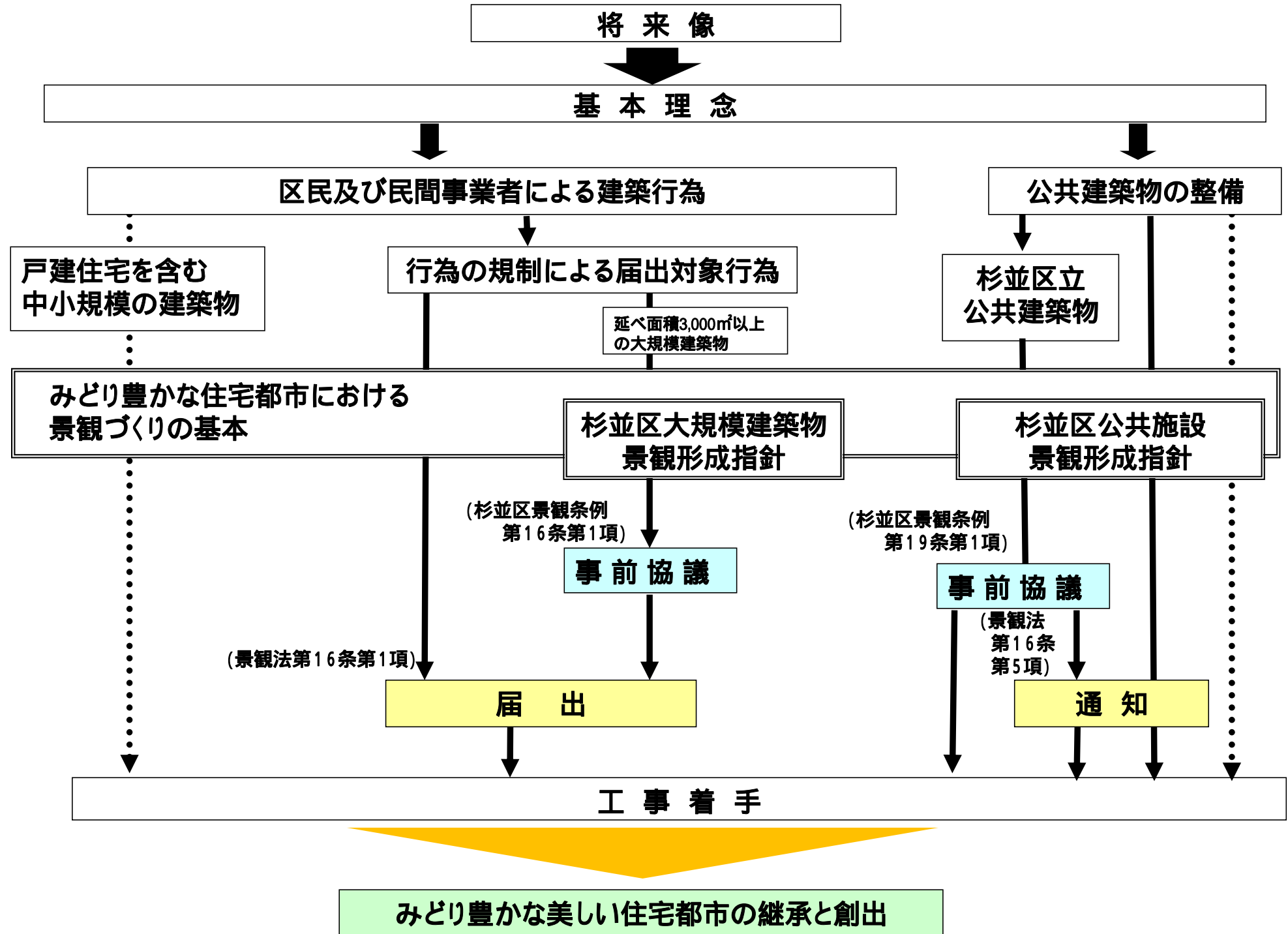
2 届出対象外の建築物に対する啓発

届出対象外の小規模な建築物については、推奨色や周辺との調和について景観に関する考え方を示します。

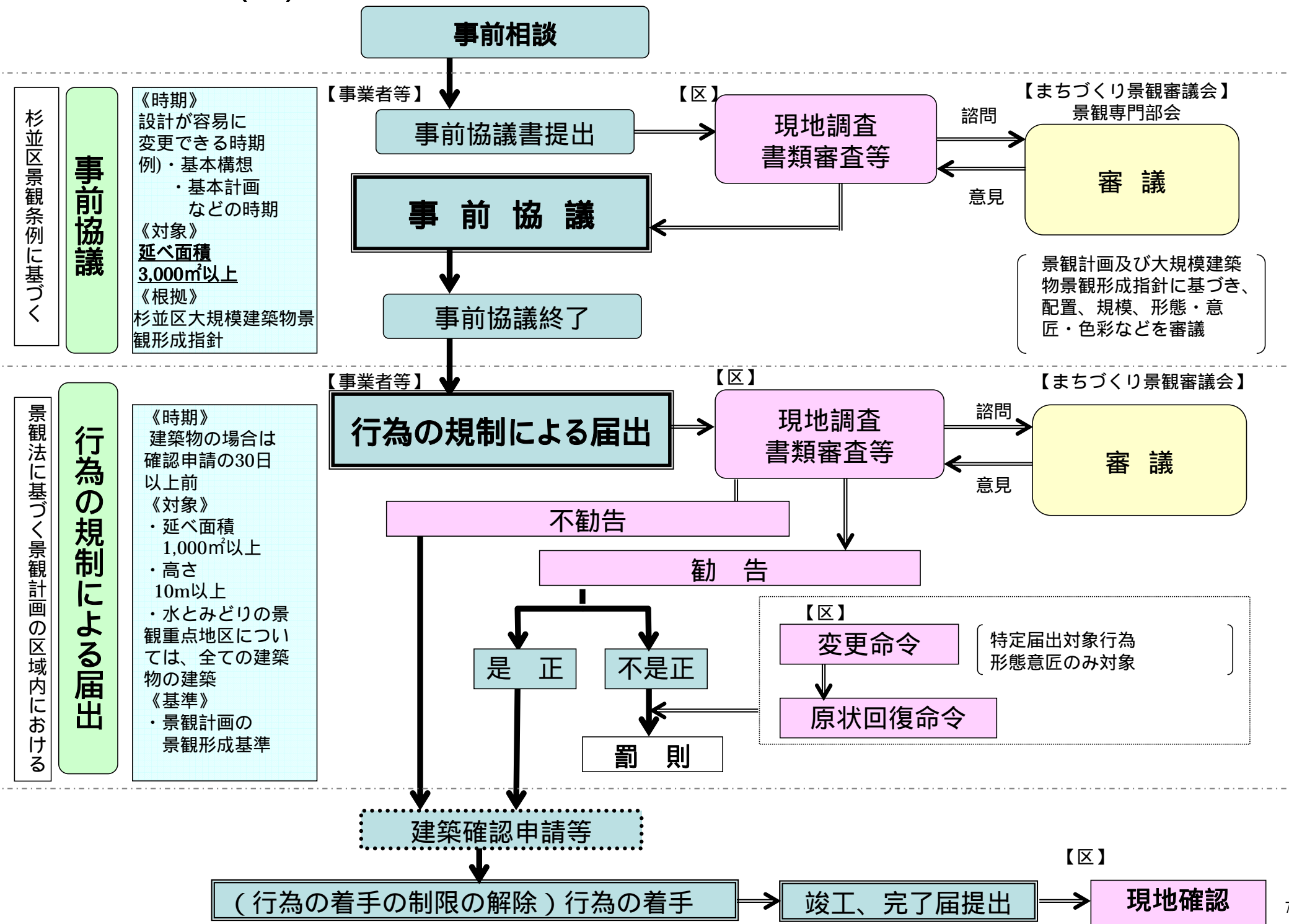


景観づくりの基本の例

杉並区景観計画(案)の景観づくりのフロー図



杉並区景観計画(案)第三章・事前協議と第二章・行為の規制による届出のフロー図

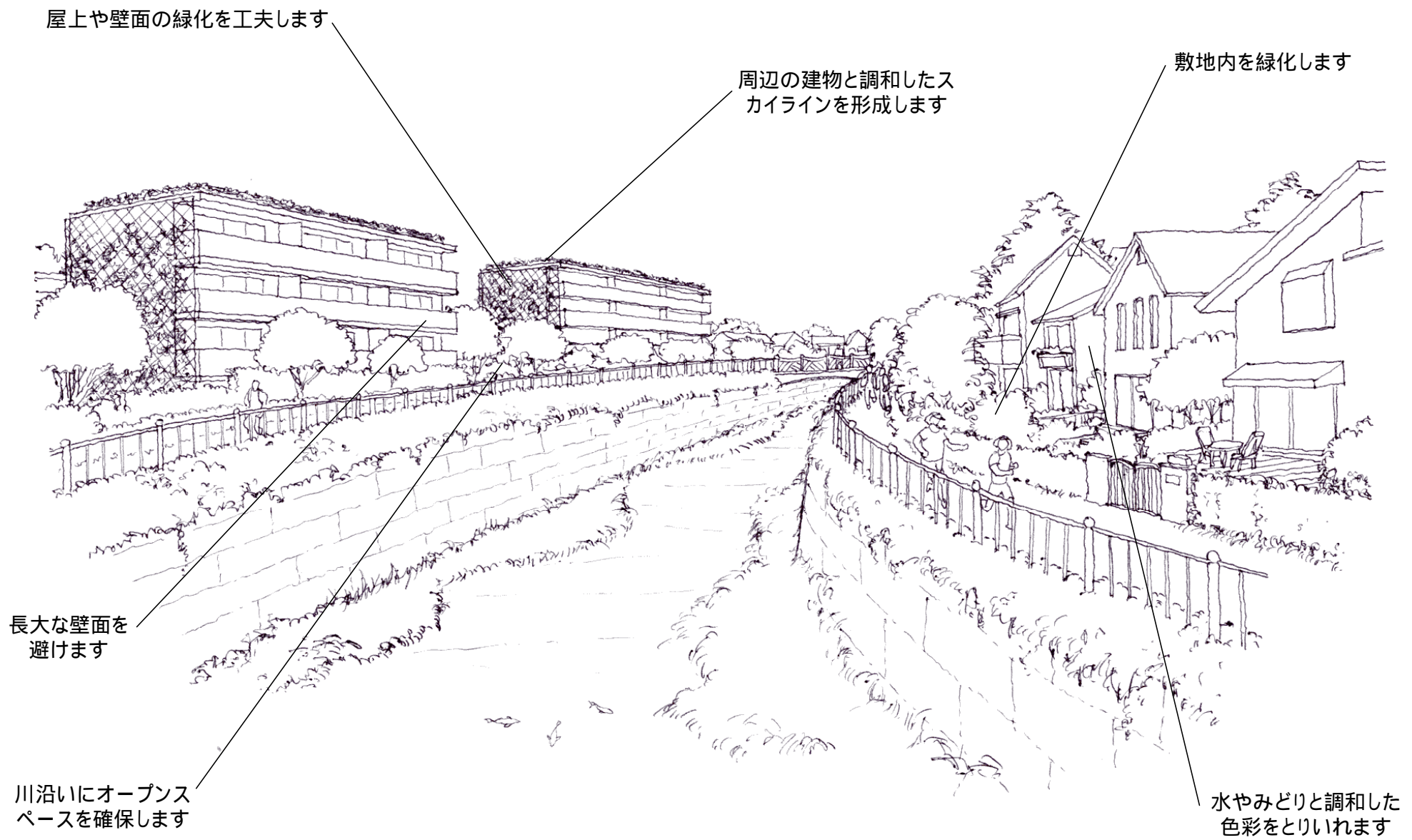


杉並区景観計画(案)第二章 行為の規制による届出の対象行為

区域	名称		景観形成重点地区	一般区域		
			水とみどりの景観形成重点地区		杉並区内全域 (景観形成重点地区は、除く)	
	対象範囲		善福寺川、神田川、妙正寺川は各河川区域及び各河川区域の境界線の両側からそれぞれ30mの陸上の区域、	玉川上水はその中心線から両側にそれぞれ100m以内の区域	住宅地系 ・低密度住宅地 ・中低密度住宅地	商業地系 ・駅周辺等の商業地 ・幹線道路沿道
届出対象	建築物	行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更			
		規模	全ての建築物の建築		高さ10m以上 延べ面積1,000m ² 以上	
	工作物	行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更			
		規模	高さ10m以上の工作物又は高さ2m以上の擁壁又は橋梁その他これに類する工作物で河川を横断するもの			
	開発行為	行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為			
		規模	造成面積500m ² 以上		造成面積1,000m ² 以上	

杉並区景観計画(案)第二章 行為の規制による景観づくりのイメージ

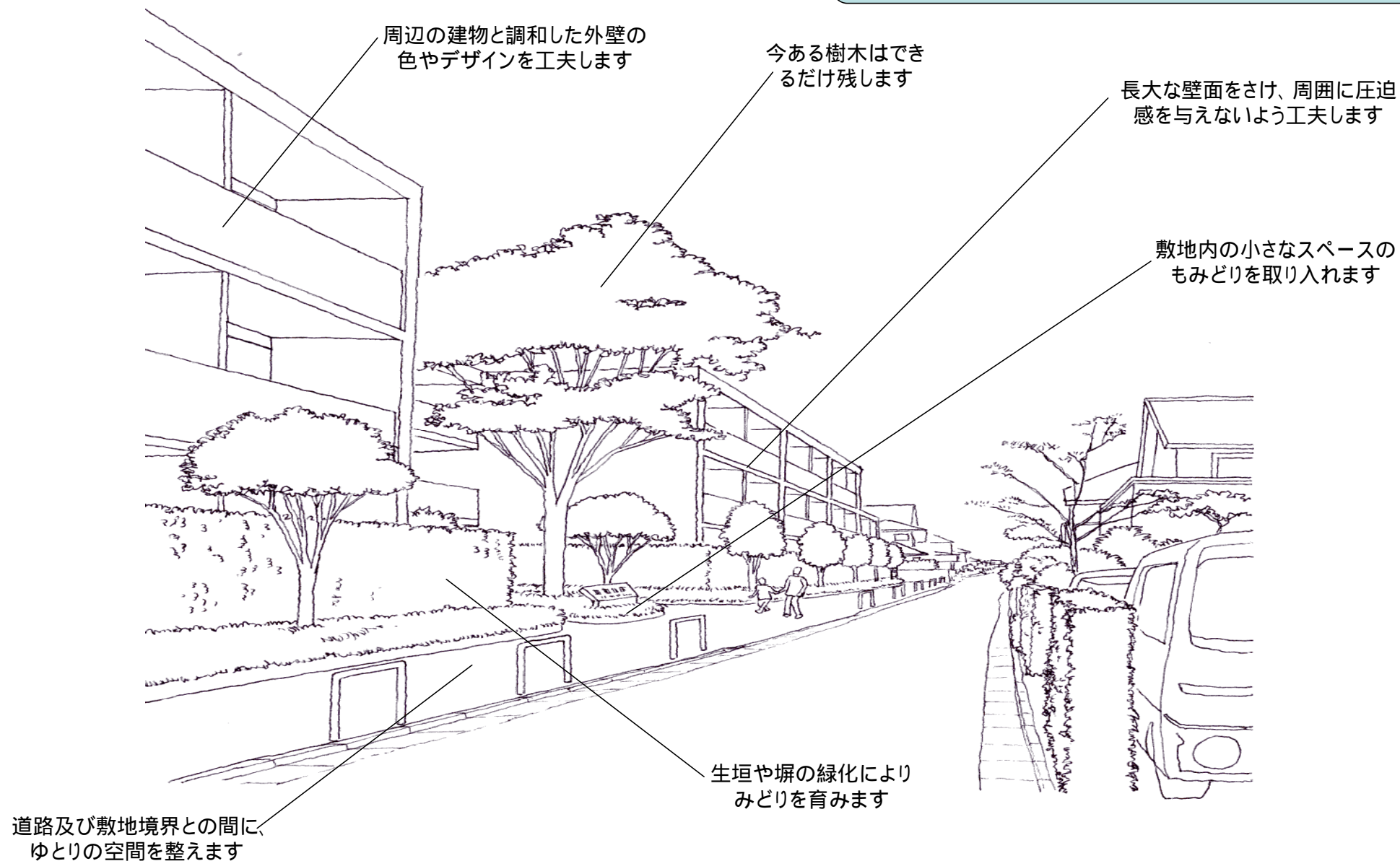
水とみどりの景観形成重点地区



色彩の規制については、杉並区景観色彩ガイドライン(案)を参照してください。

杉並区景観計画(案)第二章 行為の規制による景観づくりのイメージ

一般地域(住宅系 低密度住宅地)



色彩の規制については、杉並区景観色彩ガイドライン(案)を参照してください。

杉並区景観計画(案)第二章 行為の規制による景観づくりのイメージ

一般地域(住宅系 中低密度住宅地)

駐車場や設備類は目立たないよう工夫します

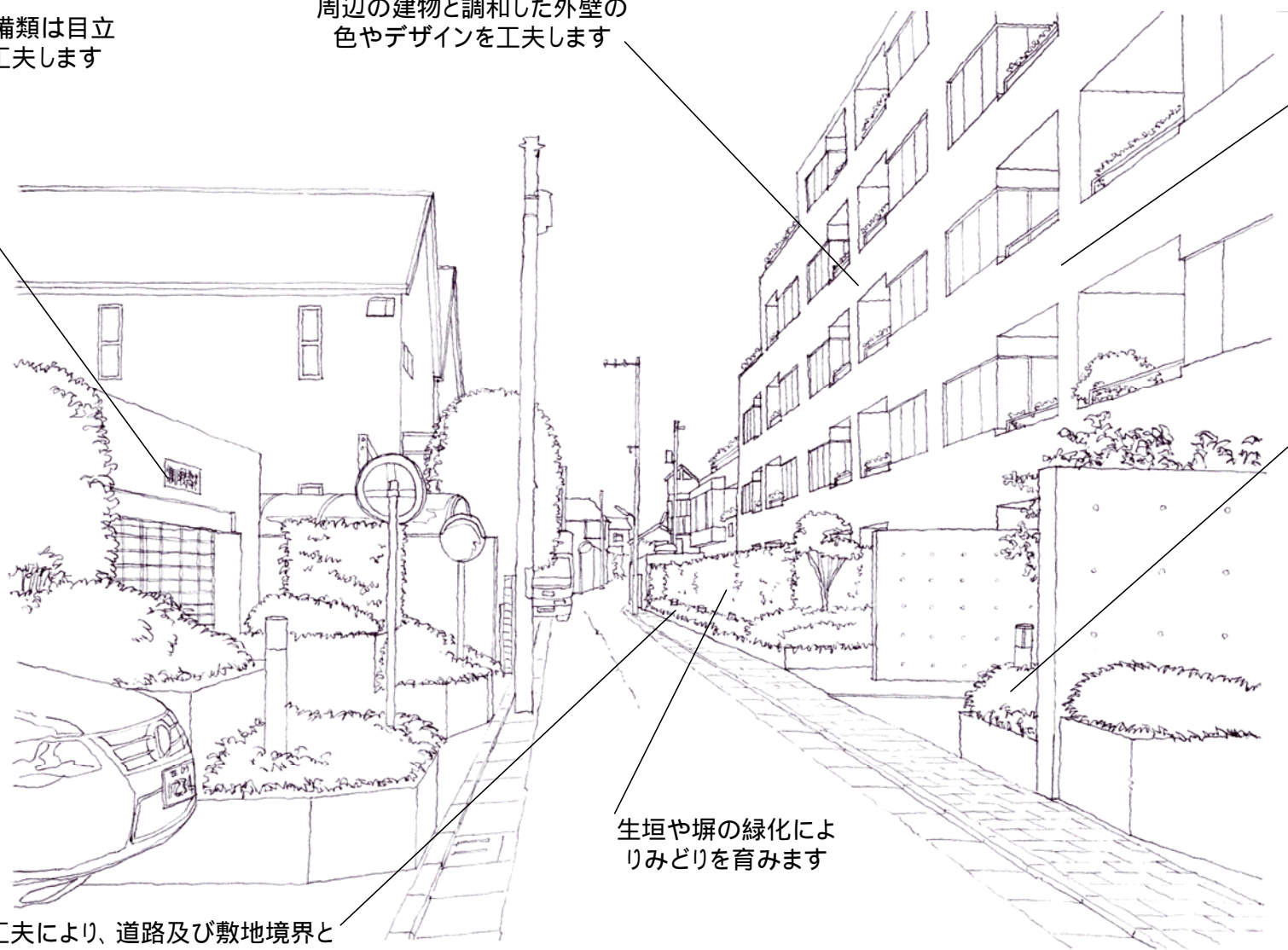
周辺の建物と調和した外壁の色やデザインを工夫します

長大な壁面をさげ、周囲に圧迫感を与えないよう工夫します

敷地内の小さなスペースにもみどりを取り入れます

生垣や塀の緑化によりみどりを育みます

配置の工夫により、道路及び敷地境界との間に、少しでも空間を確保します



色彩の規制については、杉並区景観色彩ガイドライン(案)を参照してください。

杉並区景観計画(案)第二章 行為の規制による景観づくりのイメージ

一般地域(商業地系 駅前等の商店街)

周辺の建物と調和した色彩
やデザインを工夫します

看板や広告物は、可能な限り集約し、
落ち着いたデザインを基調とします

十分な駐輪・
駐車スペース
を確保するよ
う努めます

壁面の位置や軒高
をそろえます

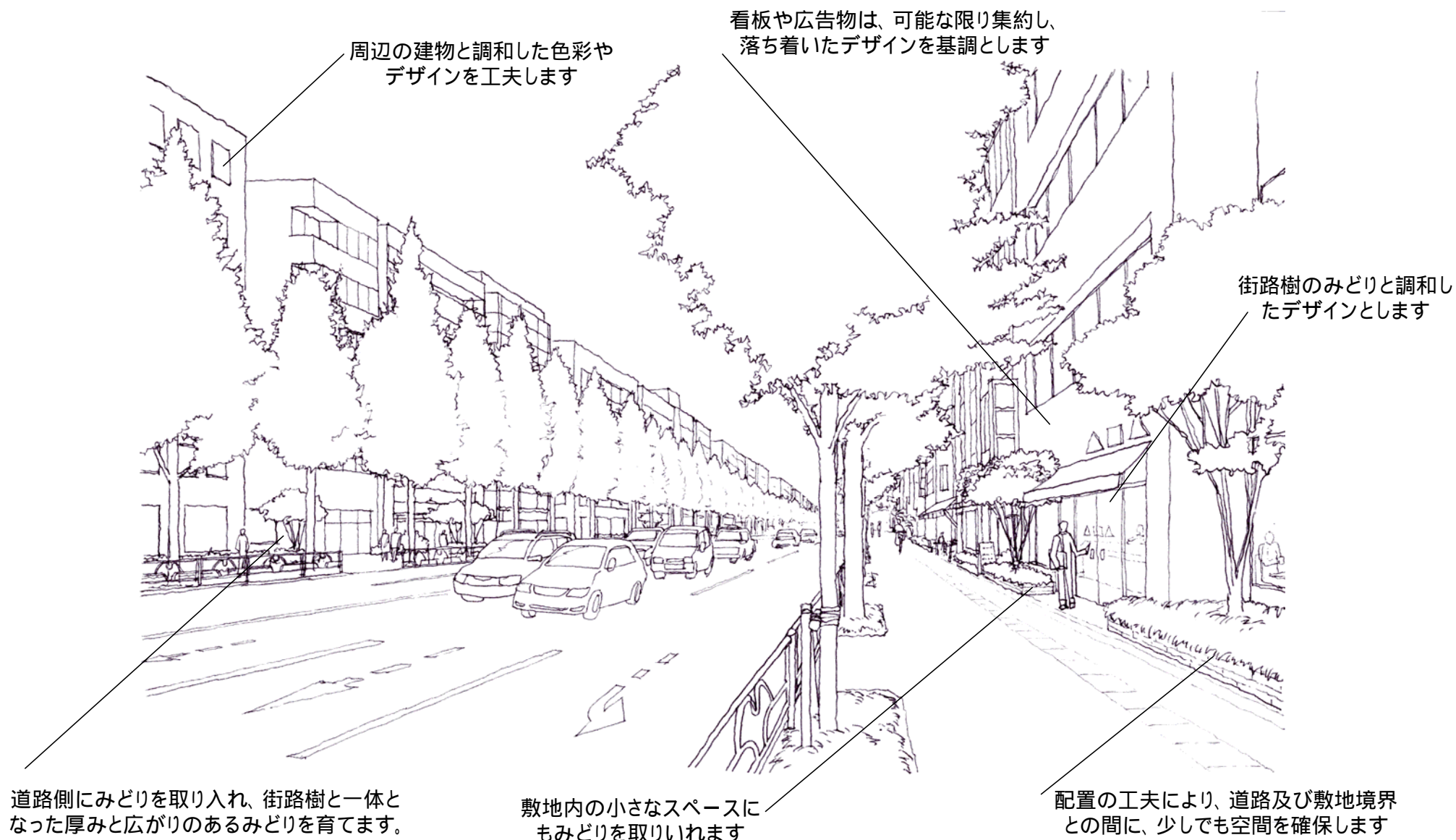


小空間を確保し、可能な限
りみどりを取りいれます

色彩の規制については、杉並区景観色彩ガイドライン(案)を参照してください。

杉並区景観計画(案)第二章 行為の規制による景観づくりのイメージ

一般地域(商業地系 幹線道路沿道)



色彩の規制については、杉並区景観色彩ガイドライン(案)を参照してください。